

再エネの不適切案件対応のための国と地方自治体の連携について

1 違反状況の未然防止・早期解消に向けた国の対応（再エネ特措法の改正、R6.4～）

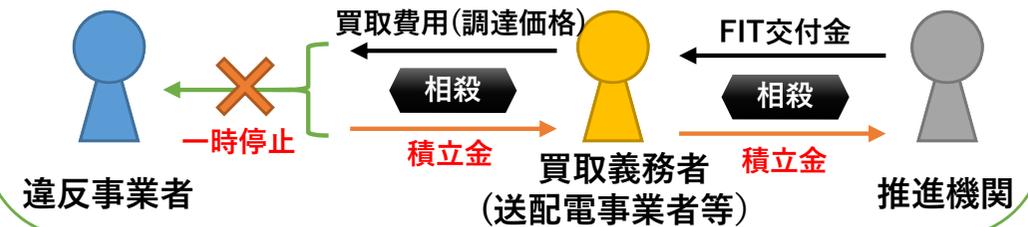
現行制度

認定された計画に違反した事業者は、認定が取り消されるが、指導・改善命令等を経て実施されるため、違反状態が続いている間でもFIT/FIP交付金を受け取ることが可能であった。



改正再エネ特措法（R6.4施行）

認定された計画に違反した事業者は、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、違反状態の間は、FIT/FIP交付金を一時停止し、違反の解消が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻せる措置を追加。



2 県及び市町村の対応

- ・ FIT/FIP交付金の一時停止は、自治体（関係法令所管部署）からの通報に基づき措置される。

→ 国と県と市町村の連携が重要

- ・ 具体的な連携方法については、別途通知。
(R1.6に策定した「再生可能エネルギーの導入におけるトラブル事案への対応方針」の枠組みの活用を想定)

連携のイメージ

